

平成 17 年 12 月 22 日

各 位

会社名 サイトサポート・インスティテュート株式会社
代表者名 代表取締役社長 尾芝 一郎
(コード番号 2386 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役副社長 平野 良一
(電話 03-5436-2850)

株式会社イベリカに対する法的措置について

本日、当社は、株式会社イベリカ（福岡県福岡市、以下、「イベリカ」）に対して、当社と締結している業務提携契約に抵触する株式会社総合臨床薬理研究所（東京都八王子市、以下、「総合臨床」）への SMO 事業部門の営業譲渡等を禁ずる仮処分命令を東京地方裁判所に申し立てました。

当社は本年 9 月 27 日に公表のとおり、10 月 1 日付でイベリカと包括的な業務提携契約を締結し、SMO 事業分野においての共同受注、提携医療機関の相互活用、治験案件に応じた双方の人材交流・活用、IRB の共同利用等を行うことといたしました。この業務提携契約では協業体制を整備し、また、信頼関係を醸成し、ゆくゆくは企業結合も視野に入れて、双方努力するとの基本精神が含まれており、10 月以降、企業再編の形でイベリカの SMO 部門と当社とを結合できないか等についても、互いに協議・検討を進めてまいりました。

しかるに、12 月 14 日にイベリカが自社 SMO 事業部門を、実質的に総合臨床に譲渡するとの報がございました。

事実関係を調査・確認したところ、イベリカは本年 12 月 14 日に 100% 出資の子会社、株式会社ベルテールを新設し、12 月 31 日に同社に自社 SMO 事業部門を全て営業譲渡するとの予定とあることが判明し、当社は 12 月 22 日にこの営業譲渡の差止めの仮処分を申し立てました。

当社としては、企業結合（営業譲受等）の際の対価（のれん代を含む）につき最終合意に至らず、業務提携関係を解消することはありうると理解しております。しかしながら、まだ、当社とイベリカとの交渉が完了しておらず、ましてや、業務提携契約やそれに関連した出向基本契約、出向者受入、人材交流、医療機関への派遣等をどのように解除・解約・中止するか等につき協議すら実施されていない段階で、当社の文書による同意なくイベリカの SMO 事業が実質的に他社に譲渡されることは重大な契約違反であり、上記の法的措置をとるに至りました。

業務提携契約が有効である期間内に、当社の書面による合意なくして、イベリカが他社に実質的に営業譲渡行為を行う決定をしたことについては、追って損害賠償請求を行う予定です。

以上